

平成26年第1回洞爺湖町議会定例会

議事日程(第4号)

平成26年3月14日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第25号 平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 3 議案第18号 平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第19号 平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第20号 平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算
議案第21号 平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
議案第22号 平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算
議案第23号 平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算
(報告第4号 予算審査特別委員会審査報告)
- 日程第 4 発議第1号 洞爺湖町議会の会期等に関する条例の制定について
発議第2号 洞爺湖町議会会議規則の一部改正について
発議第3号 町長の専決事項の指定について
- 日程第 5 会議案第1号 閉会中の所管事務調査の申出について
～会議案第3号

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第5まで議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	宮田敏夫君	2番	小松晃君
3番	松井保明君	4番	立野広志君
5番	板垣正人君	6番	佐々木良一君
7番	篠原功君	8番	岡崎訓君
9番	下道英明君	10番	越前谷邦夫君
11番	沼田松夫君	12番	大西智君
13番	七戸輝彦君	14番	千葉薫君

欠席議員(0名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副 町 長	八 木 橋 隆 君
総務部長	木 村 省 平 君	総務課長	毛 利 敏 夫 君
企画防災課 長	大 西 康 典 君	税務財政課 長	伊 藤 里 志 君
住民課長	遠 藤 秀 男 君	経済部長	宮 崎 正 紀 君
観光振興課 長	澤 登 勝 義 君	産業振興課 長	鈴 木 清 隆 君
建設課長	高 橋 泰 夫 君	環境課長	室 田 米 男 君
上下水道課 長	八 反 田 稔 君	ｼﾞｵﾊﾟｰｸ推進課長	武 川 正 人 君
洞爺総合支 所 長	森 寿 浩 君	庶務課長	藤 川 栄 治 君
農業振興課 長	山 本 隆 君	会 計 管 理 者	庄 子 俊 悦 君
洞 爺 湖 温 泉 支 所 長	木 村 修 君	教 育 長	綱 嶋 勉 君
管理課長	天 野 英 樹 君	社会教育課 長	永 井 宗 雄 君
学校給食センター 所 長	佐 藤 正 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 川 政 明 君
代表監査委員	宮 崎 秀 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 人	庶 務 係	猪 股 幸 子
議 事 係	平 間 義 陸		

開議の宣告

- 議長（千葉 薫君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名について

- 議長（千葉 薫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、12番、七戸議員、1番、宮田議員を指名いたします。

議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第2、議案第25号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第25号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）でございます。

平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,554万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億6,979万5,000円とするものでございます。

次に、第2条、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。

それでは、議案4ページの第2表、繰越明許費でございます。

6款農林水産業費、1項農業費でございます。事業名でございますが、農業基盤整備促進事業、金額は2,554万5,000円でございます。

今回の補正予算につきましては、高循環実現のための経済対策に係る国の補正予算に対応した事業費の計上でございます。以下、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページでございます。

まず、歳入でございます。

15款道支出金、2項道補助金、5目農林水産業費道補助金でございます。2,554万5,000円の増額でございます。農業基盤整備促進事業補助金の計上でございます。

次のページ、歳出でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業管理費でございます。2,554万5,000円の増額でございまして、歳入で申し上げました農業基盤整備促進事業による暗渠排水整備事業を実施する農業者に対する補助金でございまして、対象戸数は9戸でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第18号から議案第24号まで一括上程、説明、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第3、議案第18号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から議案第24号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

本件は、予算審査特別委員会の付託事件でありますので、予算審査特別委員長から一括して報告を求めます。

七戸委員長。

- 予算審査特別委員長（七戸輝彦君） 委員会審査報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

報告第4号委員会審査報告書。

平成26年3月14日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様。

予算審査特別委員会委員長、七戸輝彦。

平成26年第1回洞爺湖町議会定例会において本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

事件名でございますが、議案第18号から議案第24号まで、平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算まででございます。

審査日、平成26年3月11日、12日、13日、3日間でありました。

審査の結果でありますけれども、議案第18号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算、可

決すべきものと決定いたしました。

議案第19号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算、可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算につきましても可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算も可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算につきましても可決すべきものと決定。

議案第23号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第24号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算につきましても可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） これで、報告を終わります。

なお、予算審査特別委員会は、議長を除く全員による委員会でありますので、委員長に対する質疑は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑を省略をさせていただきます。

それでは、議案第18号から1件ずつ討論と採決を行います。

初めに、議案第18号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算についてを採決します。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算についてを採決します。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

発議第1号から発議第3号まで一括上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第4、発議第1号洞爺湖町議会の会期等に関する条例の制定についてから、発議第3号町長の専決事項の指定についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

佐々木議員。

- 6番（佐々木良一君） それでは、発議第1号から3号までの提案理由を説明いたします。

発議第1号洞爺湖町議会の会期等に関する条例の制定について。

洞爺湖町議会の会期等に関する条例を次のように定める。

平成26年3月6日提出。

提出者、洞爺湖町議会議員、佐々木良一。賛成者、同じく下道英明、同じく宮田敏夫、同じく小松晃、同じく板垣正人、同じく大西智、各議員であります。

提案理由につきましては、地方自治法の一部改正により、現行の定例会と臨時会による議会運営の方法に加え、新たに選択できるようになった、1年を会期とする通年会期制を導入

するため、本案を提出するものであります。

この地方自治法の改正によりまして、通年会期制の導入が可能になったことから、本議会は、約1年間をかけてそれぞれ検討を加えてまいりました。

有珠山を抱える洞爺湖町にとって、議会が迅速に対応できるよう、自然災害に対する対応、あるいは社会変化の対応に迅速に対応できるような議会の運営、さらには、休会がなくなることから、常任委員会においては、委員長判断によって適宜な委員会運営が行われるようになることなど、非常に大きな議会改革の一步として考えられますので、この通年会期制を取り入れるということにいたしましたものであります。

以下、条例を読み上げます。

洞爺湖町議会の会期等に関する条例。

会期、第1条、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2第1項の規定に基づき、洞爺湖町議会の会期は5月1日から翌年の当該日の前日とするものであります。

定例日、第2条、法第102条の2第6項に定める定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）は、6月、9月、12月及び翌年3月のそれぞれ次に掲げる日とする。ただし、定例日が洞爺湖町の休日を定める条例（平成18年洞爺湖町条例第2号）第1条第1項の休日に当たるときは、当該日以後の最初の平日を定例日とみなすものであります。

1号、6月または12月は第3火曜日並びにこれに引き続く水曜日、木曜日及び金曜日とする。

2号、9月は15日から25日までとする。

3号、翌年3月は5日から20日までとする。

2項、前項の定例日に会議を開くことが困難な場合は、議長が定めた日を定例日とすることができる。

その他、第3条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものであります。

附則として、施行期日、1項、この条例は、平成26年5月1日から施行する。

洞爺湖町議会の定例会の回数に関する条例の廃止、2項、洞爺湖町議会の定例会の回数に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第4号）は、廃止する。

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、3項、洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第29号）の一部を次のように改正するものであります。

第4条第3項第4号中「議長が招集する会議又は」を削る。

第5条第1項中「議員が招集に応じ、若しくは委員会に」を「議員が会議に」に改める。

洞爺湖町議会委員会条例の一部改正、4項、洞爺湖町議会委員会条例（平成18年洞爺湖町条例第154号）の一部を次のように改正するものであります。

第7条第2項中「会期の始めに」を削り、同条第4項及び第6項のただし書きを削る。

第12条の見出し中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改め、同条第2項ただし書きを削るものであります。

続きまして、発議第2号についてご説明を申し上げます。

洞爺湖町議会会議規則の一部改正について。

洞爺湖町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月6日提出。

提出者、洞爺湖町議会議員、佐々木良一。賛成者、下道英明、宮田敏夫、小松晃、板垣正人、大西智、各議員であります。

提案理由でございます。地方自治法第102条の2第1項の規定に基づく通年会期制の導入に伴い、関係箇所の改正が必要なことから、本案を提出するものであります。

洞爺湖町議会会議規則の一部を改正する規則。

洞爺湖町議会会議規則（平成18年洞爺湖町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第8条」に、「第13条～第19条」を「第9条～第15条」に、「第20条～第24条」を「第16条～第20条」に、「第25条～第34条」を「第21条～第30条」に、「第35条～第48条」を「第31条～第44条」に、「第49条～第63条」を「第45条～第59条」に、「第640条～第76条」を「第60条～第72条」に、「第77条～第87条」を「第73条～第83条」に、「第88条～第94条」を「第84条～第90条」に、「第95条～第96条」を「第91条～第92条」に、「第97条～第100条」を「第93条～第96条」に、（発言する者あり）それぞれお手元の資料に記載してありますので、お目通しをいただきたいと思います。

第1条中「招集」を「会議」に改めるものであります。

第2条中「閉会中においても、」を削るものであります。

第4条から第7条までを削り、第8条を第4条とし、第9条から第13条までを各4条ずつ繰り上げるものであります。

第14条に次のただし書きを加え、同条を第10条とするものであります。

ただし、事情の変更があったと認められるときは、この限りでない。

これは、通年会期制に伴い、一時不再議に変更の事情を認めるものであります。

第15条を第11条とし、第16条から第24条までを4条ずつ繰り上げる。

第27条中「第25条」を「第21条」に改め、同条を第23条とし、第28条から第38条までを4条ずつ繰り上げるものであります。

第39条中「第76条」を「第72条」に改め、同条を第35条とするものであります。

第40条第2項中「第75条」を「第71条」に改め、同条を第36条とし、第41条から第44条までを4条ずつ繰り上げるものであります。

第45条第3項中「第39条」を「第35条」に改め、同条を第41条とし、第46条から第61条までを4条ずつ繰り上げるものであります。

第62条中「第54条」を「第50条」に、「第58条」を「第54条」に改め、同条を第58条とするものであります。

第63条中「、その会期中に限り条」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第59条とし、第64条から第73条までを4条ずつ繰り上げるものであります。

2項、議員は、前項の許可を得ようとするときは、発言のあった日の属する会議の終了までに議長に申し出なければならない。

第74条の見出し中「閉会中の」を削り、同条中「閉会中も」を削り、同条を第70条とし、第75条から第83条までを4条ずつ繰り上げるものであります。

第84条中「第27条」を「第23条」に、「第28条」を「第24条」に、「第29条」を「第25条」に、「第30条」を「第26条」に、「第31条」を「第27条」に、「第32条」を「第28条」に、「第33条」を「第29条」に、「第34条」を「第30条」に改め、同条を第80条とし、第85条から第90条までを4条ずつ繰り上げるものであります。

第91条第1項中「第38条」を「第34条」に改め、同条を第87条とし、第92条から第96条までを4条ずつ繰り上げるものであります。

第93条第3項を削り、同条を第93条とするものであります。

第98条第2項中「及び第3項」を削り、同条を第94条とするものであります。

第99条中「議員の兼業禁止」を「関係私企業の就職の制限」に改め、同条を第95条とするものであります。

第100条中「第38条」を「第34条」に改め、同条を第96条とし、第101条から第108条までを4条ずつ繰り上げるものであります。

第109条第2項中「第96条」を「第92条」とし、同条を第105条とするものであります。

第110条中「第38条」を「第34条」に改め、同条を第106条とし、第111条から第127条までを4条ずつ繰り上げるものであります。

別表中「第118条関係」を「第121条関係」に改めるものであります。

附則、この規則は、平成26年5月1日から施行するものであります。

発議第3号町長の専決事項の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定するものとする。

平成26年3月6日提出。

提出者、洞爺湖町議会議員、佐々木良一。賛成者、同じく下道英明、同じく宮田敏夫、同じく小松晃、同じく板垣正人、同じく大西智、各議員であります。

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項の各号の規定により、本来、議会の議決に付すべき案件として議会の権限に属する事項のうち、地方自治法第180条第1項の規定により行政事務事業の円滑な執行を期するため、町長において専決処分できる事項を指定するものであります。

このことは、通年会期制に伴いまして、専決事項を極端に狭めるといいましょうか、そういうことのないように、円滑な町政執行を図るために、新たに専決事項の指定をするものであります。

町長の建設事項の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

なお、町長の建設事項の指定について（平成19年3月7日議決）は廃止する。

1 項、目的物の価格が1件100万円以下である和解及び調停に関すること。

2 項、法第96条第1項第13号に規定する、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額以下である法律上本町の義務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。

1 号、交通事故による場合、自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額及びてん補額に免責金額を加えた額。

2 号、交通事故以外による場合、1件100万円以下。

3 項、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第15条の規定による、町営住宅の管理上必要な事項についての訴えの提起、和解及び調停に関すること。

これは従前からあったことですが、4 項から6 項までを新たに加えるものであります。

4 項、会計年度末における日切れ法案の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。

5 項、議会の議決を経た契約について、当該契約金額の100分の10を超えない範囲（当該金額が500万円未満のものに限る。）内で変更すること。

6 項、次に掲げる歳入歳出予算の補正をすること。

1 号、会計年度末における議決済の町債の借入額の増減。

2 号、会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減。

3 号、解散、欠員等の事由に基づく選挙費。

4 号、災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修費及び工事費等でございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

ご苦労さまでした。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、発議第1号洞爺湖町議会の会期等に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号洞爺湖町議会の会期等に関する条例の制定についてを採決いたします。

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第１号洞爺湖町議会の会期等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第２号洞爺湖町議会会議規則の一部改正について、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、発議第２号洞爺湖町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第２号洞爺湖町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第３号町長の専決事項の指定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、発議第３号町長の専決事項の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第３号町長の専決事項の指定については、原案のとおり可決されました。

会議案第１号から会議案第３号まで一括上程、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第５、会議案第１号から会議案第３号閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

総務、経済の各常任委員長並びに議会運営委員長から、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

総務、経済各常任委員長並びに議会運営委員長の閉会中の所管事務調査申し出について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、総務、経済の各常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の申し出については、許可することに決定をいたしました。

町長挨拶

- 議長（千葉 薫君） ここで、閉会に当たりまして、町長から発言の申し出がございますので、これを許可します。

真屋町長。

- 町長（真屋敏春君） 平成26年洞爺湖町第1回定例会議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る6日の開会以来、ご提案いたしました条例や平成26年度一般会計予算など、多くの議案を慎重にご審議賜り、全ての議案を原案可決いただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

特に予算につきましては、骨格予算として編成したところでありますが、継続的な経費及び硬水対策事業など、町の喫緊の課題については、一般質問を初め予算審査特別委員会などでいただきました貴重なご意見、ご提案を十分尊重し、適正かつ迅速に執行してまいり所存であります。

我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略により、持続的な成長を目指しております。

当町においても、将来に向け、持続可能な健全財政の構築を行うことが責務と考えておりますので、町民各位のご理解とご協力を賜りながら取り組んでまいります。

終わりになりますが、洞爺湖町のますますの発展のため、議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、第1回定例会議会の閉会に当たり、ご挨拶といたします。

閉会の宣告

- 議長（千葉 薫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成26年第1回洞爺湖町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時34分）